

令和5年1月31日
道路局高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
～無料措置期間の延長及び制度適正化措置の実施について～

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和6年3月31日（日）まで延長します。

一方、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、以下の措置を実施します。

○今後、カード更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認します。

○被災時に一部の地域に住所を有していた方については、無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとします。

具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等は、決定次第お知らせいたします。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年4月1日より、原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているところです。

本措置は令和5年3月末まで実施することとしていましたが、復興に向けた取組が進められる一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和6年3月末まで期間を延長します。

一方、本措置の一部の利用者において、レジャー目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう検討した結果、本措置の利用時に必要となる「ふるさと帰還通行カード」について、令和5年秋以降に更新予定のカードから更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認いたします。あわせて、避難指示の解除状況等を踏まえ、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、更新時に申請していただく区間の走行に限り無料措置の対象とします。具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等については、今後決定することとし、決定次第お知らせいたします。

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

企画官 槇島 爲朗（内線：38332）、課長補佐 相馬 知典（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

1. 対象車両

- ①対象者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域等^{※1}を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：中型車以下（生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行^{※2}

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーン（またはサポートレーン）を通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

（※2）被災時に別表に住所を有していた方においては、令和5年秋以降、上記の対象走行のうち、カード更新時に申請した区間の走行に限り対象となります。

2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、桑折ジャンクション、福島飯坂、福島ジャンクション、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須 ^{※3}
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、新地、相馬、南相馬、浪江、常磐双葉、大熊、常磐富岡、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦 ^{※3}

（※3）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

3. 出口料金所で提示が必要なもの

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、東日本高速道路株式会社が発行する「ふるさと帰還通行カード」の提示※4が必要となります。

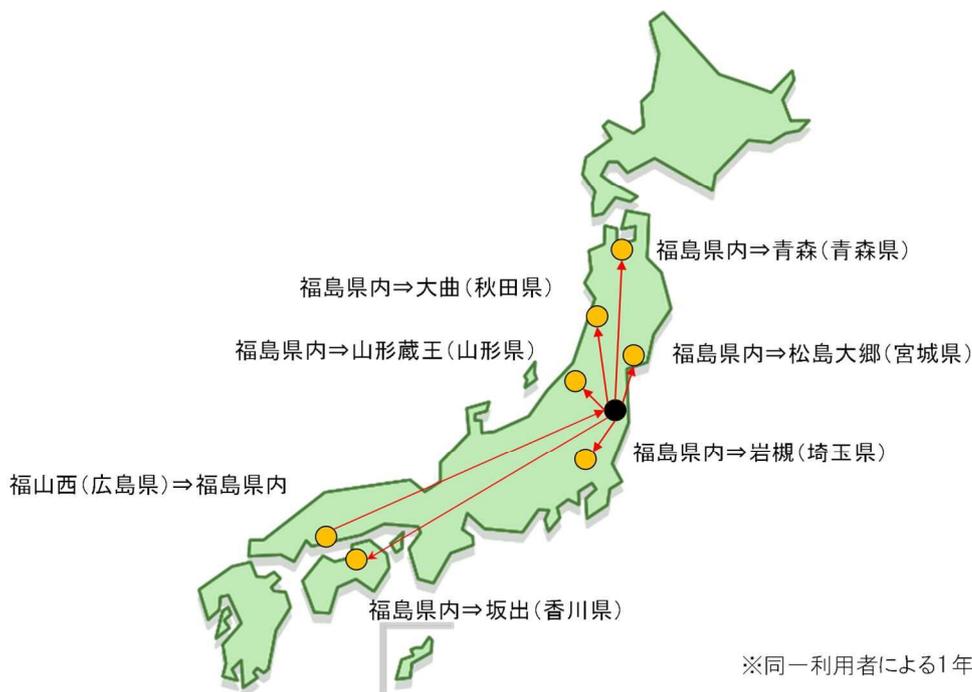
(※4) 被災時に別表に住所を有していた方は、令和5年秋以降、出口料金所においてカード更新時に申請した区間の確認をいたします。詳細は、決定次第お知らせいたします。

(別表) 利用区間の申請を要する対象市町村

田村市、南相馬市（旧警戒区域及び帰還困難区域を除く地域）、伊達市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡川内村

(参考) 制度本来の趣旨・目的に沿わない利用とみられる事例

○現住所と被災時居住地の往復だけでなく、全国各地への移動に利用されている事例



対象インターチェンジ

● : 対象インターチェンジ

● : 特定避難勧奨地点

警戒区域および計画的避難区域等

帰還困難区域等(令和2年3月10日時点)



※双葉町からの避難者のみを対象